

庁議事案書

日付	令和6年11月26日（火）	会議種別	政策会議
事案名称	茅ヶ崎市こども計画（素案）について		

1. 事案の概要

提案理由 取り組み内容	【背景・目的】 本市では、「総合計画2021-2030」の政策目標の1つとして、「子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち」を定め、こども施策を推進しています。現在、「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」や「こどもまちプロジェクト」に基づき、政策目標の実現に向け取り組みを実施しています。今回提案する「茅ヶ崎市こども計画」は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」に該当するものです。子ども・子育て支援法に基づく「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了することから、新たに策定する「こども計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の次期計画を一体的に策定するものです。 【計画の概要・策定のポイント】 計画期間は5年間とし、令和9年度に社会情勢などの変化に応じた中間年の見直しを行います。また、計画に基づき実施する事業は、総合計画と実施計画の毎年の事業の優先度に基づき実施事業を判断するため別綴とし、毎年掲載事業を更新します。 【今後のスケジュール】 全員協議会（12月16日）→パブリックコメント（1月14日～2月14日）→計画の公表（3月）
審議事案等	茅ヶ崎市こども計画（素案）について

2. 行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画				
主たる政策目標	1.子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち			
関連する政策目標				
(2)その他関連計画	茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画			
(3)関係法令	こども基本法、子ども・子育て支援法 等			

事案担当	こども育成部こども政策課	内線	2164
関係部課	なし		

政策会議結果報告書

1 開催日	令和6年11月26日（火）
2 件名	茅ヶ崎市こども計画（素案）について
3 事案担当	こども育成部こども政策課
4 関係部課	
5 出席者	■ 市長 ■ 副市長 ■ 副市長 ■ 教育長 ■ 病院事業管理者 ■ 出席 □ 欠席
6 説明者	こども育成部長、こども政策課長、主幹こども政策担当
7 会議結果	本案件については、名称を調整のうえ、提案のとおり承認される。
8 主な意見等	* 「こども計画」という名称は、国から指定されているのか。本計画に継承される「こどもまちプロジェクト」の名称は、策定当時に十分に検討した上で決定したものだと思う。指定がないのであれば、名称の継承について検討できないか。【市長】 → 名称の指定はありませんので、名称を継承する方向で再度検討いたします。 * 評価と推進体制にこどもの意見を聴く取り組みがあるが、手法として学校の協力を得るのはどうか。こどもの意見の収集は、点検・評価の実施時以外でもしっかりと取り組んだ方がいい。【岸副市長】 → 学校の配布物に本計画や考え方を掲載するなど、こどもたちに知ってもらい取り組みを検討しています。 * 茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画は、こどもが主体というコンセプトで策定しているため、こどもが理解できるよう使用する言葉や表記を工夫している。学校の配布等に本計画を掲載する際は、こどもを取り巻く社会の流れをこども自身が理解できるよう配慮をお願いしたい。また、年齢の小さいこどもについては、学校だよりを家庭に持ち帰ることで家族で話題になるよう、内容を工夫すると良い。【教育長】 → 本計画でも、こども向けの表記にした概要版を用意しています。以前、小学校にアンケートを依頼した際も、低学年のこどもに対しては工夫が必要だとアドバイスがありました。例えば、未就学児にヒアリングを行った際、絵にかいて表現してもらう方法を試したので、今後も手法を限定せず工夫して実施してまいります。 * 成果指標No. 19に「地域の医療体制」に関する満足度が掲げられているが、茅ヶ崎市内で小児科の入院が可能なのは市立病院だけである。先日他県の小児医療センターから搬送された事例があった。また、こどもの権利面は、日本小児科学会が掲げる「医療における子ども憲章」について、市立病院でも先日正式に同意し、今後ホームページでPRしていくこととなっている。点検・評価の際は、市立病院が実施している事項も認識していただきたいため、情報提供として申し添える。【病院事業管理者】 * 市立病院の取り組みを始め、市民が知らないことがあるかもしれないので、周知はしっかりと実施してほしい。【市長】 → 市立病院や民間事業所の様々な取り組みも含めて、本計画の周知に取り組んでまいります。